

「無形資産に関する論点整理」に対するコメント

2010年2月18日

・コメント提出者

工藤一郎国際特許事務所

弁理士 工藤 一郎

弁理士 小林 泰子

・コメント

〔論点 5-1〕 基本的な考え方について

結論： 無形資産の当初認識後の測定において、再評価モデルを選択肢の1つとして認めたほうがよいと考えます。

理由： 近年、世界的に無形資産の重要性が大きくなっています。特に我が国は天然資源が限られ知的付加価値によって外貨を稼がなければならないにも関わらず、目先の利益を追いかけて大企業がアセンブリメーカー化する傾向や、コスト競争のみに目を奪われて生産を労働力の安価な国外に安易に移転する傾向などがあり、これら現状が結果的にもたらすであろう知的生産力低下や知的ストック低下という現状に直面しつつあります。このような現状の行き詰まりを打開する新たな制度設計がまさに今望まれているといえます。

このような状況のなかで、企業の無形資産を積極的に目に見える形で会計上表現することは、企業がその価値に見合った評価を受けることを促進し、企業の利害関係者、市場関係者のみならず、我が国の国益にとってもプラスになることであると考えます。

これは、たとえば技術自体に経済的価値があることを国民全体に再認識させることができる点、技術の重要性を再発見することで企業自身が技術を開発することの重要性を再認識できる点、また将来的には無形資産に関する会計上の情報を活用した技術の経済的評価が容易となり、技術取引の市場が生まれる基礎となりうる点、などを意味します。

そこで、「期待される将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高い」無形資産については、当初認識後に「再評価モデル」を適用してその真実の価値を公正に測定し積極的に財務諸表上に示していくことが重要であると考えます。そうすることで、企業の本来の価値を市場に示すことができ、市場の企業理解を助ける結果となります。ゆえに、我が国の会計基準においても「再評価モデル」のような事後測定の方法を認める必要があると考えます。

なお参考までに、無形資産の価値評価における「原価モデル」と「再評価モデル」との関係について見解を述べます。無形資産には「営業権、特許権、地上権、商標権」などが含まれると考えられますが、このうち「特許権」には特殊性があり原価モデルを適用してその価値を算出することが必ずしも妥当でないと考えられます。その理由を以下に述べます。

我が国の特許法は、優れた発明に特許権を付与することで我が国の経済的発展を促進しようとする法律です（特許法第1条）。

特許権は特許法の定めによって国から与えられる権利ですが、特許法では特許権を取得できる発明について数々の要件を定めています。その中には、新規性（特許法第29条第1項各号）、進歩性（特許法第29条第2項）などの定めがあります。前者は、すでに公知となっている発明については特許権を付与しない、という要件です。この要件は、たとえ高度な技術であっても、すでに公知となっているものは少なくとも情報として国民に所有されているものであるから、そのような技術にはだれにも独占権たる特許権を与えない、とするものです。したがって大きな投資をして他社と同じ技術を得たとしてもその投資は特許権という形では実りません。また後者の進歩性の要件は、新規性のない技術に基づいて簡単に考えつく発明には特許権を付与しないというものです。これは通常の技術者の能力で日常的な業務によって開発される成果に対しては特に独占権を与えてまで保護しなくとも自然と生まれるものであるから特許権を付与しないとするものです。

このように考えると、特許発明とは、新しく、かつ通常の技術開発活動では生み出されないような卓越した技術に与えられるものであることがわかります。通常の技術開発活動は技術開発投資に対して少なくともバランスする経済的便益が得られることが期待されているものですが、特許権が与えられるような卓越した技術では、さらにそれを上回る経済的便益が期待されているといつてよいでしょう。つまり、通常の技術開発活動成果（これには特許権は付与されない）には原価モデルを適用できますが、通常の技術開発活動で得られないような卓越した成果（これには特許

権が付与される)には原価モデルよりもむしろ再評価モデルを適用すべきなのです。

このように無形資産の価値評価をする場合には、無形資産に一律に同じ考え方を適用するのではなく、その無形資産の性質に応じてどのような評価方法が最も適しているのかを定めるべきと思われます。

[論点 5-2] 償却に関する事項について

結論： 無形資産の減価償却の方法について、特に特許権に関する無形資産の減価償却を考える際に、その特許権が属する分野における標準的な技術陳腐化を考慮した減価償却の方法を提案したいと考えます。

理由： 技術進歩に伴う競合技術、代替え技術の出現等により無形資産（特に特許権）は必ず陳腐化します。そこで、減価償却の対象となる特許権と同じ分野に属する特許権の標準的な技術陳腐化の期間、割合を当該特許権の減価償却の際に採用するという方法を提案したいと思います。

技術陳腐化について具体的に説明すると以下のようになります。

ある分野における技術陳腐化の期間やその割合を見積もるために、特許が出願されてから特許権が年金不納などの理由により手放されるまでの年数とその割合の統計データを利用することが可能です。特許権の存続期間は原則として出願から20年ですが、権利を維持するためには毎年年金を納付する必要があり、権利を維持する必要がなくなればその年金の支払いをやめることで権利は実質放棄されます。特許権を手放すのは、特許権の権利範囲に属する技術が陳腐化し、維持する必要がなくなったからであると考えられます。つまり、特許権が消滅していく割合とは技術が陳腐化していく割合と同じであると考えられます。なお、技術が陳腐化するまでの年数や割合は技術分野によって異なるものと考えられますので、特定の技術分野にしばって統計をとることが望ましいと考えられます。

図1は、ある技術分野において、出願から何年目に特許権が消滅したかという統計をとったグラフです。縦軸は消滅した特許権の割合で、横軸は出願からの年数です。この統計データは、出願のときを起点としていることがひとつの特徴です。当たり前のことかもしれませんが、技術の陳腐化は権利が登録されたときから始まるのではなく、発明がなされたときをピークに始まるものであると考えられるからです。ゆえに、発明の瞬間を起点とするのが最も正しいと考えられますが、その統計

をとることはできないので、出願のときを起点とします。図1を詳しく見てみると、出願から4年目ぐらいまでに消滅する特許権はほぼ0（ゼロ）であり、その後、徐々に消滅する特許権が増えているのが分かります。そして、出願から20年目に登録特許のうち25%～30%にあたる特許権が消滅します。これは、先程も述べたように特許権の存続期間が最大で出願から20年であることによります。もし、存続期間が20年よりも長い場合にはもっと長い期間維持されたであろう特許権が20年目にすべて消滅しているのです。20年目に技術の陳腐化が一気に起こったわけではありません。そこで、この20年目に消滅した特許権は20年目以降の数年間に渡って徐々に消滅していくものであったとの仮説に則って、図1下図の丸で囲んだような割合で年々消滅していくであろうとの予測することになります。これが技術陳腐化を表す大元となるグラフとなります。このグラフを正規分布にて近似し、さらに（1－正規累積分布）を計算したものが技術陳腐化関数となります。図2に国際特許分類 H03K : パルス技術 における技術陳腐化関数の例を示します。

図2は、出願後しばらくの間は技術価値があまり陳腐化しませんが、その分野における平均的な権利（特許権）消滅年数に近づくに従い陳腐化が加速する、ということを示しています。このように、減価償却の対象となる特許権と同じ分野に属する特許権の標準的な技術陳腐化の期間、割合に基づいた減価償却の方法を採用することが考えられると思います。

図1 各経過年に消滅する特許件数

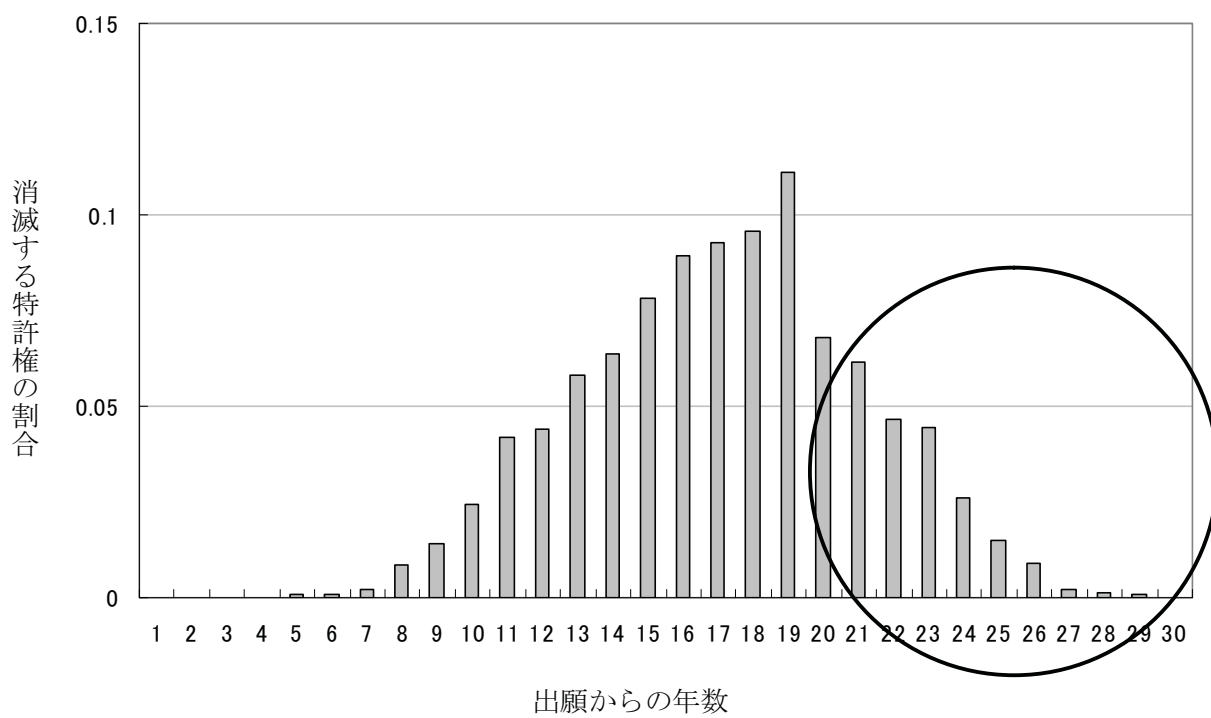
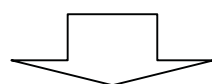
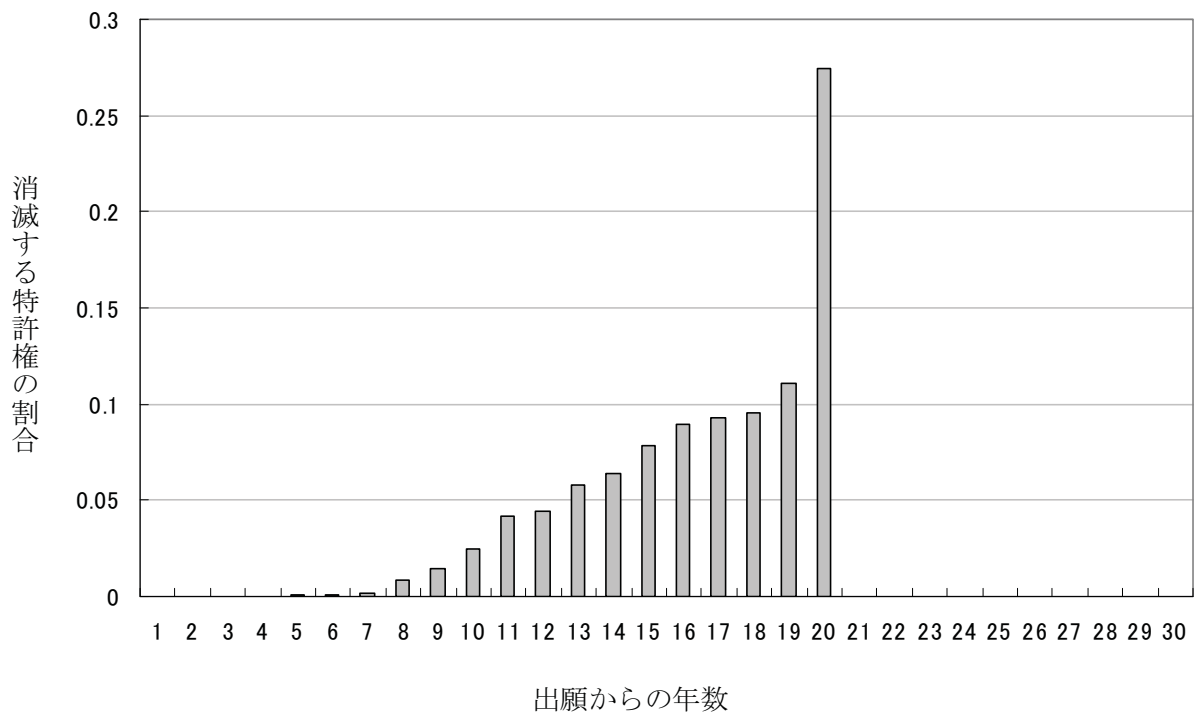
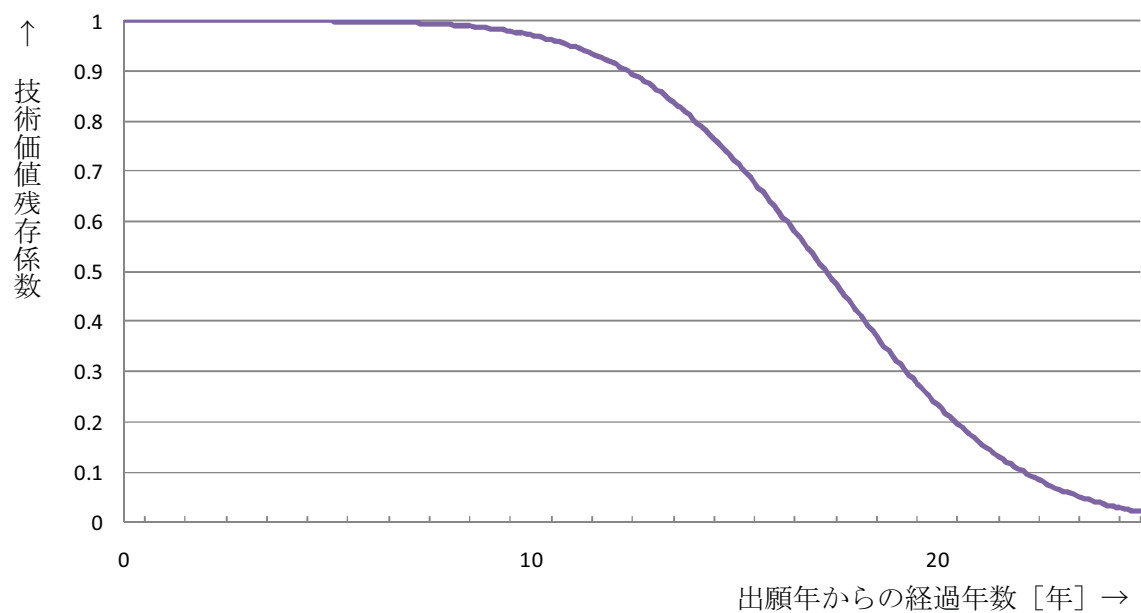


図2 【技術陳腐化関数の例】 国際特許分類 H03K : パルス技術



参考文献：特開2009-0003727 段落番号【0029】～【0031】